三百九十四　金武ブルー・ビーチ訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県国頭郡金武町	沖縄県国頭郡金武町	沖縄県国頭郡金武町
字金武（次の図面に示す部分に限る。）	字金武（次の図面に示す部分に限る。）	字金武（次の図面に示す部分に限る。） 一　北緯二十六度二十一秒、東経百二十七度五十五分二十七秒の点 二　北緯二十六度二十六分十秒、東経百二十七度五十四分四十秒の点 三　北緯二十六度二十六分二十八秒、東経百二十七度五十四分四秒の点 四　北緯二十六度二十六分五十六秒、東経百二十七度五十三分五十九秒の点 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
沖縄県国頭郡金武町	沖縄県国頭郡金武町	沖縄県国頭郡金武町
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域 一　北緯二十六度二十七分十六秒、東経百二十七度五十六分五秒の点 二　北緯二十六度二十六分三十八秒、東経百二十七度五十七分十九秒の点 三　北緯二十六度二十五分五十五秒、東経百二十七度五十七分三十三秒の点 四　北緯二十六度二十五分四十秒、東経百二十七度五十六分五十九秒の点 五　北緯二十六度二十五分五十九秒、東経百二十七度五十五分四十七秒の点 六　北緯二十六度二十六分二十一秒、東経百二十七度五十五分二十七秒の点 七　北緯二十六度二十七分五十一秒、東経百二十七度五十五分十六秒の点 八　北緯二十六度二十八分一秒、東経百二十七度五十五分二十二秒の点 九　北緯二十六度二十八分八秒、東経百二十七度五十五分三十一秒の点 十　北緯二十六度二十八分十秒、東経百二十七度五十五分五十二秒の点	字金武（次の図面に示す部分に限る。）	字金武

三百九十五　嘉手納弾薬庫地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県沖縄市
字親志親志原ほか	字伊良皆（次の図面に示す部分に限る。）、字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字親志（次の図面に示す部分に限る。）、字喜名（次の図面に示す部分に限る。）、字座喜味（次の図面に示す部分に限る。）、字長田、字長浜（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝（次の図面に示す部分に限る。）及び字牧原（次の図面に示す部分に限る。）	字池原、字倉敷、字大工廻、字知花、字登川（次の図面に示す部分に限る。）、字美里六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、登川三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、知花二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、松本五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、池原一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字御殿敷、字白川、字嘉良川（次の図面に示す部分に限る。）、字久田（次の図面に示す部分に限る。）並びに字森根（次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県うるま市	石川楚南、石川山城及び字栄野比（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	石川嘉手苅、石川楚南、石川東恩納、石川山城、字栄野比、字兼箇段、字川崎及び字昆布（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県国頭郡恩納村	字真栄田及び字山田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
沖縄県うるま市	石川楚南、石川山城及び字栄野比（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
沖縄県沖縄市	字池原、字倉敷、字大工廻、字知花、知花四丁目、池原二丁目及び三丁目、字御殿敷並びに字白川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
沖縄県中頭郡嘉手納町	字久得（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。